

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課泉健康福祉地域事務所
評 価 対 象 期 間	平成31年4月1日 ~ 令和3年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市五家荘デイサービスセンター	
	所在地	八代市泉町椎原1番地1	
	設置目的	高齢者および身体障がい者に対し、安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、もって福祉の増進を図る。	
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会	
	所在地	八代市本町1丁目9番14号	
指定管理業務の内容	条令第3条各号に掲げる業務・福祉施設の運営に関する業務・福祉施設の施設、設備の維持管理に関する業務・福祉施設の備品、消耗品の管理に関する業務・前項各号に掲げるもののほか、八代市が福祉施設の管理上必要と認める業務		
指 定 期 間	平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日	3年	

II 利用状況

	令和2年度 (評価対象期間の最終年度)	平成31年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開館日数	290	292	▲ 2
施設利用者数	492	724	▲ 232
施設稼働率	100	100	0
事業参加者数	492	724	▲ 232

III 収支状況 (評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	効果額	備 考
収 入	29,209	27,781	-1,428	
指定管理料	17,895	17,894	-1	
利用料金	0	0	0	
その他(寄付金)	0	0	0	
その他(補助金)	0	584	584	
その他(介護事業費)	11,302	9,291	-2,011	
その他(雑収入)	12	12	0	
支 出	24,185	26,189	-2,004	
人件費	21,673	18,357	3,316	
事業費	2,395	7,758	-5,363	
事務費	117	74	43	
収 支	5,024	1,592	-3,432	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		32
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	20	4	16
①開館時間・休刊日の利用			
②利用状況			
③広報契約			
④勤務者の教育・研修			
⑤その他の取組み			
(2) 利用者満足度	20	4	16
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	五家荘唯一の介護サービス事業所であり、質の高い介護サービスの提供を目指して職員研修を開催し、守秘義務等の倫理意識、接遇マナー及び態度、介護技術等を学んでいる。介護保険に関する相談も随時受けている。		
2 管理経費縮減に関する取組み	15		9
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	3	6
①経費節減の取組み（人件費・光熱費等）			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	3	3
①収支			
[評価の理由]	職員が意識してこまめにスイッチ操作を行う、不要な場所の蛍光灯を使わない等細かく節電に努めている。		
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		24
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・整備・備品納入業者管理（点検や修繕等）			
④入浴施設の衛生管理			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	20	4	16
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報更改			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			

[評価の理由] 有資格者を適切に配置し、利用者本位のサービス提供を心掛けて業務に従事している。設備保守点検は市内業者に委託し定期的に行われている。緊急事態の対応の対応にも避難訓練や蘇生方等研修を開催し、体制を整えている。			
4	その他の取組み	15	12
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	10	8
	①地域との連携		
	②他の市民利用施設との連携		
	③地域交流事業の実施		
	(2) 地域雇用への配慮	5	4
	①市民採用・再雇用		
	②地元業者委託		
[評価の理由] 高齢者と地域住民との交流を図っている。また校区福祉協議会と連携し、五家荘地域の老人福祉拠点の場として位置づけられ、介護サービスを通じて福祉の向上に努めている。地元の市民を雇用し、地域雇用の場としての役割を果たしている。			
合 計		100	77

【総合評価結果】

合計得点	77	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A : 総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B : 総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C : 総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D : 総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E : 総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。

B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。

C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。

D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。

E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。